

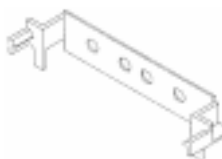


意匠分類記号	意匠分類の名称
D3-900	発光具及び照明器具部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
D3-1191	全	電球カバー等
D3-3190	全	天井灯部品及び付属品
D3-31910	全	天井灯用装飾部品
D3-31911	全	天井灯用つり飾り
D3-31912	全	シャンデリア用つり飾り
D3-31930	全	天井灯本体の部品及び付属品
D3-390	全	屋内用照明器具部品及び付属品
D3-439	全	門灯部品及び付属品
D3-90	全	電球及び照明器具部品及び付属品
D3-910	全	電球及び照明器具用部品
D3-912	全	照明器具用保護枠
D3-920	全	電球及び照明器具用付属品
D3-921	全	照明器具用笠カバー

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D3-953	電気スタンド用支持具、投光器用支持具

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
照明器具用電球固定具	照明器具用回転自在具	照明器具用枠
照明器具用笠内枠	シャンデリアつり飾り	照明器具用保護枠
照明器具用カバー		

定義		
<p>発光具、照明器具の部品、付属品で完成品専用の部品、付属品に含まれないもの。主に以下のいずれかに該当するもの。</p> <p>1) 電球を保護する部品、付属品(例:電球カバー、電球保護キャップ、電球支持具)。但し、電球用火屋、電球用グローブは含まない。</p> <p>2) 屋内用照明器具、門灯等の部品又は付属品で下位の分類に含まれないもの。特に、照明器具用保護枠、照明器具用笠カバー、天上灯用装飾部品、天井灯用つり飾り、シャンデリア用吊り飾り、天井灯本体の部品及び付属品を含む。</p>		
1184336号 車両用蛍光灯用ソケット取付部材 	1182591号 照明器具用保護枠 	996096号 埋込み式照明器具用支持具 

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

天井埋込み灯用装飾具としての投光板はD3-93、ソケットはH1-3441、スイッチはH1-5300、コード掛けはH2-4420、コード調節具はH2-460、電気ろうそく用の支柱はD3-300に分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)	
過去に分類した物品の名称	